労働関係4法改正等対策セミナー

労働者派遣法・労働契約法・高年齢者雇用安定法・障害者雇用促進法

主 催 社団法人 名北労働基準協会

労働者派遣法・障害者雇用促進法が改正され、労働契約法・高年齢者雇用安定法も今後改正の予定です。 改正の概要は下記のとおりですが、多くの企業で業務体制の見直し、就業規則の変更等の対応が必要となります。 そこで、各法の改正点のポイント、改正動向と企業に求められる対応に関する「労働関係4法改正等対策セミナー」 を緊急開催いたします。各企業のご担当者の皆様には、関連事業場等にも開催をご周知いただき、ぜひともご参加い

労働関係法令改正等の動向のポイント

	労 働 者 派 遣 法		労 働 契 約 法
公布	平成24年4月6日	動向	平成24年3月23日 国会提出
施行	公布日から6か月以内	施行	②は公布日
	④は法施行から3年経過後		①③は公布日から 1年以内
概要	①日雇派遣の原則禁止 ②グループ企業内	概要	①有期労働契約が5年を超え反復更新された
	派遣の8割規制、離職1年以内労働者の派		場合は労働者申込で無期労働契約に転換 ②
	遣受入禁止 ③マージン率情報公開義務化		雇止め法理の制定法化 ③期間の定めがある
	④労働契約申込みみなし制度創設(違法派		ことによる不合理な労働条件の禁止
	遣時)		
	高年齢者雇用安定法		障害者雇用促進法
動向	平成24年3月9日 国会提出	公布	平成 20 年 12 月 26 日
施行	平成25年4月1日	施行	平成27年4月1日
概要	①継続雇用制度の対象者を限定できる仕	概要	障害者雇用納付金の対象が常用雇用労働者
	組みの廃止 ②継続雇用制度の対象者が雇		100 人を超える事業主に拡大
	用される企業範囲の拡大 ③義務違反の企	政令等改	正 平成24年6月20日
	業の公表規定導入	施行日	平成25年4月1日
		概要	民間企業雇用率が 2.0%等に

日 時 平成24年8月23日(木) 午後1時30分 ~ 午後4時30分

会場 名古屋栄ビルディング 12 階「特別会議室」 名古屋市東区武平町5-1 (栄駅徒歩2分)

内容第1部

高年齢者雇用安定法の改正動向、障害者雇用促進法の改正ポイントと 企業に求められる対応について (13:40~15:00)

ふじわら社会保険労務士事務所 所長 社会保険労務士 社団法人 名北労働基準協会 専門相談員 藤 原 朋 子 氏

第2部

ただきますようご案内申し上げます。

労働者派遣法の改正ポイント、労働契約法の改正動向と 企業に求められる対応について (15:10~16:30)

アームス経営工房 所長 中小企業診断士・特定社会保険労務士 吉村 庸 輔 氏

会 費 第1部・第2部とも、第2部のみ参加 2,000円 (資料代、税を含む)

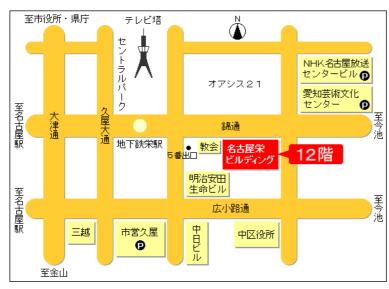
第1部のみ参加無料 (高年齢者雇用確保対策推進事業にて実施の為)

定員 150名 (定員になり次第締め切ります)

申込要領 申込書・参加票を予め下記へファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。 第2部に参加の場合は参加費2,000円も併せ受付にご提出ください。

(社) 名北労働基準協会 総合受付 〒462-8575 名古屋市北区清水 1-13-1 TEL (052) 961-1666 FAX (052) 962-1670

会場略図



使用テキスト



「速報! 改正労働者派遣法」等

公共交通機関

「地下鉄」東山線または名城線 栄駅下車(5番出口)徒歩2分

「 労働関係4法改正等対策セミナー 」 申込書・参加票

予めファックスのうえ、(第2部に参加の場合、参加費2,000円を添えて)当日会場受付にご提出ください。 急きょご欠席される場合はご連絡願います。

事業場名					会員番号 ※	
事業内容					労働者数	名
所在地	Ŧ					
TEL					FAX	
ご出席者	参加番号※	職	名	氏	名	参加区分(口を塗りつぶして下さい)
						□第1部・第2部とも参加 □第1部のみ □第2部のみ
						□第1部・第2部とも参加 □第1部のみ □第2部のみ

※会員番号 ご不明な場合未記入で結構です。 ※参加番号 ご記入は不要です。